

《鳴門市農業委員会 8月総会 議事録》

開催日時 令和2年8月28日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番 石園 順市	2番 稲木 伸顕	3番 井上 富夫
4番 大西 善郎	5番 小川 佳	6番 里見 廣治
7番 高田 吉敏	8番 竹村 昇	9番 谷口 清美
10番 中井 弘	11番 濱堀 秀規	12番 林 恭子
13番 林 博子	14番 平瀬 惣一	15番 廣瀬 元則
16番 藤江 厚子	17番 藤本 詳治	18番 増金 義文
19番 松浦 秀樹	20番 向 栄治	

欠席委員 なし

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	所有権移転 :	1件
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について		4件
議案第3号 第5条の規定による許可申請について		3件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について		1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	10件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	3件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借解約)	1件
⑥使用貸借解約について	1件
⑦農地であることの証明願について	1件
⑧非農地証明について	1件
⑨農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書	1件
⑩徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について	2件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年8月の農業委員会を開会いたします。  
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。  
委員定数20名の内、全員出席していただいておりますので、鳴門市農業委員会会議規則  
第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。  
この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。  
本日の署名人は、6番 里見委員、7番 高田委員にお願いいたします。  
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議  
に入ります。  
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >  
所有権移転：1件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いいたします。  
ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。  
『議案第1号』の案件について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませ  
んか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。  
次に『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件>  
・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんをお願いします。

- 平瀬委員 14番。譲受人は大津町でれんこんを栽培する農家です。  
申請地については、以前から譲受人が借り受けてれんこんを栽培しておりましたが、この度贈与の話が纏まったため、今回の申請となりました。  
取得後も、同様にれんこんを作付けする計画となっており、周辺の農地への影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号1番については原案通り許可することといたします。  
次に、申請番号2番の案件について地元委員さんからご意見を頂きます。
- 廣瀬委員 15番。東馬詰及び市場を担当しております。  
申請番号2番、農地法第3条規定による許可申請を説明いたします。  
所有者の●●さんは現在大阪に住んでおります。以前は松茂町にて耕作しておりましたが、高齢になり維持管理することが困難になり、管理者として▲▲さんをお願いして使用貸借で耕作してもらっていましたが、今回相手側の要望により所有権移転贈与をするものです。  
譲受人は、松茂町、鳴門市で12,000㎡の農地を耕作しており、梨を作付けしております。現在申請地についてはぶどうが作付けされており、今後は梨を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、以上により許可相当と認められます。ご審議宜しくをお願いします。
- 谷口会長 ただいま、地元委員さんから、ご意見を頂きました。  
申請番号2番について、採決いたします。許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号2番については、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号3番の案件について地元委員さんからご意見をお願いします。
- 廣瀬委員 引き続き説明いたします。  
申請番号2番同様、所有者の●●さんは現在大阪に住んでおります。以前は松茂町にて耕作しておりましたが、高齢で維持管理することが困難になり、管理者として▲▲さんをお願いして、使用貸借で耕作してもらっていましたが、相手方の要望により、所有権移転贈与をするものです。

譲受人は、板野郡松茂町、鳴門市で23,000㎡の農地を耕作しており、甘藷・大根を作付けしております。本申請地については、以前から甘藷・大根等を栽培しており、取得後も同様に甘藷・大根を栽培する予定です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありません。以上により、許可相当と認められます。ご審議宜しく願います。

谷口会長           ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号3番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同           <異議なし>

谷口会長           申請番号3番については、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんからご意見願います。

石園委員           1番、石園です。譲受人は親子で農家をしており、大麻町で水稲・かぼちゃ・橙を栽培しています。  
申請地については、譲渡人が維持管理することが困難になり、今回譲受人との間で贈与の話がまとまりました。取得後は橙を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えております。ご審議の程、宜しく願います。

谷口会長           ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号4番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同           <異議なし>

谷口会長           申請番号4番については、原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長       <3. 第5条の規定による許可申請について   3件>  
                  ・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長           次に、地元委員さんよりご意見願います。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見願います。

林 恭 委員

1 2 番。申請地は、栗津漁港から北西にある農地です。

譲受人は、申請地の隣接地にて集出荷施設を設置しています。今回新たに集出荷施設の増築を行うことになり、事前調査や資材搬入等について既存の駐車場を使用することから、駐車場が手狭となるため、本申請を行うものです。

事業計画では、排水側溝により土砂の流出を防いだ上で、アスファルト舗装を施工することとなっております。

排水については雨水のみのため、排水側溝にて隣接する用水路へ放流する計画であり、地元自治会の同意を得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、おおむね1 0ha 以上の集団的農地が広がる地域で、第1 種農地に該当します。

転用計画については、既存の駐車場を集出荷施設の駐車場として転用する事になっていません。

なお、申請地については転用が制限される第1 種農地ですが、農地転用の不許可の例外である農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合に該当しており、転用が可能となっております。

資金計画も妥当であり、他に代替となる土地もないこと、周辺農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。以上ご審議の程宜しく申し上げます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1 番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号2 番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

大西委員

4 番。申請地は、禪定寺の北東にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地の後に碎石を敷設し、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。以上ご審議の程宜しく申し上げます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、周囲を県道鳴門池田線と宅地及び雑種地により分断された10ha未満の広がり  
ない農地であり、第2種農地に該当します。

事業計画では、太陽光発電パネルを300枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれてい  
ます。

本設備は令和2年6月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国  
電力株式会社との電力受給契約も令和2年3月になされております。資金計画も妥当であり、  
他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であること等から、事業計画については  
適当と認められます。以上ご審議の程宜しく申し上げます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号2番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については、原案通り承認することといたします。

次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

大西委員 4番。申請地は、禅定寺の北東にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につ  
き売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。計画では、整地の後に砕石を敷設し、  
施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。排水については雨水のみで、地下浸透に  
て対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。以上ご審議の程宜しく申し  
ます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地につきましては、周囲を県道亀浦港榎木線と宅地により分断された10ha未満の広  
がりのない農地であり、第2種農地に該当します。

事業計画では、太陽光発電パネルを168枚設置、27.5kwの発電出力が見込まれてお  
ります。

本設備は令和元年2月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国  
電力株式会社との電力受給契約も平成30年11月になされております。

資金計画も妥当であり、他の適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であること等  
から、事業計画については適当と認められます。以上ご審議の程宜しく申し上げます。

谷口会長           それではお諮りいたします。  
申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同           <異議なし>

谷口会長           申請番号3番の案件については原案どおり承認することといたします。  
以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。  
申請番号1番の案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長       <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について      1件>  
                        ・申請番号1について申請内容説明

谷口会長           次に、地元委員さんからのご意見をお願い致します。  
申請番号1番の地元委員さんお願いします。

高田委員           7番。●●さんは、3反の農地を所有する兼業農家です。  
申請地には、トマトや柿等が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長           ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について、採決致します。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同           <異議なし>

谷口会長           無いようでございますので、『議案第4号』については原案通り承認することといたします。  
以上で、『議案第4号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長       <5. 報告事項      24件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	10件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	3件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借解約）	1件
⑥使用貸借解約について	1件

⑦農地であることの証明願について	1件
⑧非農地証明について	1件
⑨農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書	1件
⑩徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について	2件

谷口会長 　　ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

　　以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

　　その他、何かございますか。

事務局長 　　法令等の説明については、次回の会で説明します。

事務局係長 　　1種農地・2種農地の説明の資料は、来月の総会の時にお渡しさせていただきますので、その時に説明もさせていただきます。

谷口会長 　　それでは、これもちまして令和2年8月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 14時40分

令和2年8月28日

会 長 　　　　　　谷口 清美

議事録署名者 　　　里見 廣治

議事録署名者 　　　高田 吉敏